

しようが、併しながらこれはその一国民がその鉱業権の設定をする場合とは異なつて、観光都市事業執行者がその責任において条例に基いて禁止又は制限をするという一つの場合に、これはやはりその責任の所在を大臣にしておいたほうがいいように考えられるのであります。

仮に大臣においても実際上は局長の諮問に応じて大臣が決裁するということになるであります。この温泉法なんかによりましても、或るときには通商産業局長に権限を与えた、或るときには厚生大臣云々と

いうところも見受けられるようであります。これは通商産業大臣といふことにまあ修正しても別に発議者のほうとしては異議がないように思われて、厚生委員会でもその意見が多かつたよう

あります。これは通商産業大臣といふことにまあ修正しても別に発議者のほうとしては異議がないように思われて、厚生委員会でもその意見が多かつたよ

うであります。この点についてはどうでありますか。この点についてはどういふ御意見を持つておいでになりますか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) その点につきましては、これは官庁の機構の問題になると思ひますので、むしろ鉱山局長からお答え願つたほうが適当かと思ひます。提案者としましては、通

産局長と書きましても、通商産業大臣と書きましても、結論は同じ通産局長のところできまつて行くと、こういう

ことがありますから、むしろ便宜の上に、余り局長から次官、大臣へ行くと

いつたようなことではなくして、出先の責任を持つておる通産局長が最も事

情にも明かるいし、地元の人たちとの折衝も頻繁に行われますから、これで間違ひがないでないか、こういうよう考へてこの案に私ども同意して参つたよ

○委員外議員(大野幸一君) 次に第三

條の第三項ですが、この「禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しして賠償しなければならない」と、こういう

は、伊東市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない」と、こういう不法行為による損害、債務不履行による損害、どれにもこれは入らなくて、

法律上規定されたる損害のわけであります。議員立法でありますから、伊東市の補償すべき損害といふのははどういふ場合を予想して、又どの限界までを予想してこれは提案されたものであるか承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(遠藤三郎君) この通常生すべき損害につきましては、昨日の委員会でも申上げましたが、具体的な問題に臨んでからきまつて行くものであります。今これ／＼これ／＼と

いうようにはつきり指摘することができないことを甚だ遺憾に思います。たゞ鉱区税のようなものはもうはつきり

した通常生すべき損害と言ひ得ると思ひます。それから更にどの程度まで具体的な問題について損害賠償の責任が発生するかにつきましては、これは

まあ相当因果関係と言ひますか、損害賠償の「一般原則」なると恩いますが、そななると一つの見通しによる損

害を負担し、而も實質上においては鉱業権の買収にまでと同じような結果を生じなければならん場合もある。現に伊東市でありますかとどこか、曾つては鉱区を買収してこの難を逃れたと、

こういうこともあつたようであります。そういう事実上の制限はするが、それによつて相手方に生じた損害、これは採掘権を禁止するのですが、当然然通常生すべき損害ではないですか、こういうような議論もこれはできるわけですが、併し伊東市がそんな損害を予想しているとは考えられないのです。然らばあなたの今考えておいでになる損害といふものは通常生じた禁

止又は制限に至るまでに受けた損害と、こういうようにも解釈できるのであります。将来の得べかりし利益は含まれないものと解釈してよろしいのですか、どうですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 私どもこ

う、こういうことでございますから、官のいろいろ御指導を願つておつたのであります。こういふうに書いておけば常識的にきまつて行くであら

御了承を願いたいと思ひます。

○委員外議員(大野幸一君) まあ法制局に任せられることも結構でございますけれども、この通常生すべき損害といふのは、後にこれは例えれば裁判官が裁判をするときは、その人の判断によつてはあなたがち一定していいの

で、相當因果関係によつて生ずる損害ということになると、その中には将来得べかりし利益も入るわけであります。この採掘禁止の結果、将来鉱業権をするならば当該権利者はこのくらいの利益があつたであろうといふうそ

ういうことも相当因果関係から来れば生すべき損害につきましては、昨日の委員会でも申上げましたが、具体的な問題に臨んでからきまつて行くものであります。今これ／＼これ／＼と

いうようにはつきり指摘することができないことを甚だ遺憾に思います。たゞ鉱区税のようなものはもうはつきり

した通常生すべき損害と言ひ得ると思ひます。それから更にどの程度まで具体的な問題について損害賠償の責任が発生するかにつきましては、これは

まあ相当因果関係と言ひますか、損害賠償の「一般原則」なると恩いますが、そななると一つの見通しによる損

害を負担し、而も實質上においては鉱業権の買収にまでと同じような結果を生じなければならん場合もある。現に伊東市でありますかとどこか、曾つては鉱区を買収してこの難を逃れたと、

こういうこともあつたようであります。そういう事実上の制限はするが、それによつて相手方に生じた損害、これは採掘権を禁止するのですが、当然然通常生すべき損害ではないですか、こういうような議論もこれはできるわけですが、併し伊東市がそんな損害を予想しているとは考えられないのです。然らばあなたの今考えておいでになる損害といふものは通常生じた禁

止又は制限に至るまでに受けた損害と、こういうようにも解釈できるのであります。将来の得べかりし利益は含まれないものと解釈してよろしいのですか、どうですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 私どもこ

う、こういうことでございますから、

したときの法制局の意見では、まあ大

したことはない、そんな将来起きたあらう利益まで補償するようなことはないだろうといふうなことを言うであります。それで、伊東市長がおいでありますから、参議院の法制局の御当局から

この見解を伺つて頂いたらと思いま

す。この見解を伺つて頂いたらと思いま

す。この見解を伺つて頂いたらと思いま

す。この見解を伺つて頂いたらと思いま

す。この見解を伺つて頂いたらと思いま

す。この見解を伺つて頂いたらと思いま

す。この見解を伺つて頂いたらと思いま

す。この見解を伺つて頂いたらと思いま

あるわけで、その特別の事情による損害といふものは賠償する必要がない

が、通常生すべき損害を賠償しなければならないといふうに規定されてお

るものと考へざるを得ないと思ふのであります。そこで通常生すべき損害と

いうのは何かと言ひますと、禁止、制限によつて相当因果関係を持つ、相当裁判をするときには、その人の判断によつてはあなたがち一定していいの

で、相当因果関係によつて生ずる損害といふのは、後には例えれば裁判官が

いうのは、後にこれは例えれば裁判官が

いうのは、後にこれは例えれば裁判官が

いうのは、後にこれは例えれば裁判官が

いうのは、後にこれは例えれば裁判官が

いうのは、後にこれは例えれば裁判官が

いうのは、後にこれは例えれば裁判官が

場合がある。であなたはそれじや鉄道権の場合を予想して、例えればこれを金の鉄業権、金持辦の鉄業権と仮定して、どの程度までをその通常生ずべき損害ということに考えられるのでよいか。

（法務省長官監査官 第一章）すなはち最大の限度の損害とすることを考へて見ますれば、ここに持つてある鉱業権と言いまば、業権の持つ通常の価格、それをまあ仮に鑑定価、市価というようなものがありますかどうですか、鉱業権の通常の価値そのときの時価を限度として、それ以上のものではないと思います。ですから或る金山の鉱業権をどういうふうに評価されますか、その評価の限度にお

いてまあ仮に資金に例をとりますと、半分だけがその行使を妨げられたという場合は、それのまあ期間とかいろいろによりますが、それに応じて損害を算定できるのではないかと思います。

○委員外議員(大野幸一君) そうなると折角法律で鉱業権 자체を禁止し又は制限するということをなした理由が、むしろこれは鉱業権を買収することができるということになつてしまふ。鉱

業権まで買収してやらなければならん
といふことならば、立案者の趣旨と相
当懸隔があるのであります。そうなれば立
案者の趣旨をここに表現できるよう

に、損害の限度、賠償すべき限度をもう少し明確にしておかなければならぬいのだろうと、こういうふうに思うのですが、通常生ずべき損害だけでは不十分である。例えて言ひなら、まあ鉛筆業権の時価ということになると、これ

は鑑定によつては莫大なものになる
と、こう思うのです。鉱業権は御承知
の通りまあ採掘権でありますから、即ち
にそれが埋蔵されている鉱物が鉱業権
者の所有ではないのであつて、但しそ
れを法律で禁止又は制限すればそれは
鉱業権の消滅と解してもよい。鉱業権
はあつても例えば通産局長から鉱業権
を設定を受けても、併しこの法律によ
つて執行者が禁止又は制限すれば、そ
の範囲内においては鉱業権は消滅する
と考えてもよろしい。消滅するけれど
も、全部を鉱業権者の損害に帰せしめ
てしまふことはしないで、それまでに
受けた鉱業権者の損害だけは賠償しよ
うと、こういうのが立憲者の趣旨らしい
ことです。そうなればこの通常生ずべき
損害をもつと具体的にしておかなければ
ば裁判官としては今のような鉱業権
収の結果と同じ賠償をしなければなら
んということになると、ずっと小都市
におけるこの法律自体の目的が達せら
れなくなつてしまふ。こう考えるので
すが、どうですか。禁止又は制限され
ばその範囲内において鉱業権が消滅し
たと解釈して差支えないじやないでし
か。その結果によつて消滅したのだから
らそれ以前までにおいてこれを鉱業権
者の損害だけは賠償すると、そういうら
きになつてよろしいじやないかと思
います。

卷之三

なつて、その場合には最大限度その鉱業権の価格だけを賠償しなければならぬことになりますようが、そのうちの何割であるとか、或いはそのどういうふうに禁止、制限をするかによつてその範囲内においておのずから損害の額が算定されると思うのであります。それで結局これは禁止、制限をされたことによつて生ずる損害で、それまでは、仮に禁止されなければ、それまでは何ら影響はないのです。それが、禁止、制限を受けたことによつて後に生ずる、それのために生ずる損害ということで、若しその場合に通常生すべき損害より或る限度を加えて、その後の限度において賠償するということにいたしますと、今度は禁止、制限を受けるほうからいたしますと非常に、むしろ財産権の憲法の保障というような問題にもぶつかつて來るので、まあおのづから裁判所におきましてもその殆んど全面的に禁止して鉱業権などに等しきまでに禁止を受ければ、恐らくその鉱業権の価格を限度といたしまして賠償するということになれば、それ以下での禁止、制限であればおのずからまあ鑑定等によつてこれはなか／＼むずかしいと思いますが、判定がつくのではないか。おそのほかに大体これはないか。おそのほかに大体これは恐らく鉱業権者とその事前において話し合いでよつて解決つく多々あろうかと思いますので、ほかにもいろ／＼例もありますが、大体こういつたような例になつてゐるようで、具体的にいろいろ問題もあるうかと思いますが、一応これで財産権の保障はこれで保障されているということが言えると思うのであります。

産権の保護、鉱業権者の面から言えは
するために制限されることは、これは止
うですが、併しこの禁止、制限はや
はりその法律を守つて平和社会に貢献
しようとする公益上のために禁止、制
限をするので、鉱業権といえども公益
のために制限されること、これは止
むを得ないことだ、特に私人の持つて
いる、一個人の持つている財産権が公
益のために制限されることは止むを得
ないことであつて、それを以て直ちに
憲法に抵触する、財産権を侵害したと
は考えられない。そこで私は立案者の
趣旨がどうも先ほどから承わつて見る
とそんな鉱業権買収なんかもしなければ
ばならないような結果になるからこの
法律を出しているのだということが衆
議院か何かの速記録に出でおりました
ので、鉱業権の買収の限度まで損害賠
償を求めるということは、損害賠償の
義務を負うということは、仮作つて魂
入れずの法律になつてしまふと思う。
そこで立案者の趣旨を以て解釈して見
ると、これは禁止又は制限するまでに
至つた損害、そう見られなければなら
ない。通常生ずべきという何か未来の
予見し得べからざる通常予見し得べき
損害も含まれているようであるから、
本当に立案者の趣旨を見るならば、通
常生じた損害、そういうふうに修正す
ればそれで立案者の趣旨になるのかどう
か、法制局長は、それは法律の技術
上の解釈ですか、どうですか、修正し
たらばそういうことになるのか。

は不用になつたからその賠償といふうな意味にとる。それも禁止、制限がなければそういうことはないのですが、それには単に不用になつた設備とかその他機械とか、或いは費用とかいつものだけでいいかどうかということは、なお検討を必要だと思います。

○委員外議員(大野幸一君) そうなん
止、制限……。

○法制局長(奥野健一君) それも禁
止、制限……。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今のお
話でござりますが、実情ということを
一言申させて頂きたいと思います。実
情としましては、伊東の市の地域内で
現在鉱業権がただ一つ設定されてい
る。これは昭和七年であります。が、当
時も強硬に当市は反対をいたしました
けれども、どういう事情か知りません
が、鉱業権が許可されました。この鉱
業権が許可されましたので伊東市民と
してはまあ大問題になりました。何と
かしてこれを買収するがよいといふこ
とで、採掘をする目的でなくて、採掘
しない目的で伊東市がこれを当時の金
にしては莫大な費用を出して買収した
のであります。そこでその後二十七件
に亘つて申請が出ておりますが、これ
らはまだ一つも許可されておりませ
ん。従つて現在は伊東市が持つておる
鉱業権以外には鉱業権はないのであり
ます。これからはこの禁制、制限が行
われるといたしましては、この禁制、
制限が行われるといふことを、こうい
うことを予見して鉱業権が設
定される場合に、許可をされる場合

四

権の設定の許可をする場合の条件等を鉱山局長がきめることができることになつておりますから、禁止をしたがために著しい損害を与えるであろうといふような許可の仕方はしないといふような結果になつて行くと思うのであります。この点はこの修正案の狙いの大きな点だと思うわけです。鉱山局長と伊東市といふものがきつと調整がされて、うまい結論が出れば、そうして大きな損害の賠償の問題なんか出て行かないよう、そういう措置が講じられて、そういうふうに考えておりますので今の御質問の趣旨は誠に有難い御質問でありますが、これでうまく調整がとれて行くであらう、こういうふうに提案者は考えておりますから御了承願いたいと思います。

○委員 外議員(大野幸一君) そうすると、まあ鉱区権について言わせれば、立憲者の趣旨だけは承わつておきたいのですが、鉱区権について言えば、損害を賠償するときでも、今予想される損害というものは恐らく鉱区権を許可されるときにすでにこういうことも通産局長は考慮されておるのであるから、鉱区権を莫大に買収しなければならんというような、そんなことは予想されないといふ、そういう、そんな心配もなからう、こういうお考えですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) その通りでござります。

○委員 外議員(大野幸一君) ちよつと政府委員のかたにお聞きしたいのですがあ、これが、こういう條文が発動するまでは、その前提にどういうような手続が行われて進んで行くのですか、先ほどの遠藤家議院議員の言われたような、そんな順序になつてているのです

○政府委員(松田達夫君) 只今提案の遠藤先生から御説明がございましたように、現在伊東市の内で三五〇ぐいな、土地調整委員会で指定された区域外になつておりますして、ここ現在の段階では鉱業権を許可してはかんというふうにはしまつていなければございまして、現在出願中のものが数件ございますが、この出願を通じて、御意見を聞きまして、温泉その他の開発事業、いろいろな公益上のことを考慮いたしまして許可をするわざでござります。従つて許可をいたしまして操業いたしますがためには、めからこそ掘れば温泉のじやすになる、温泉がとまるというふうなことは予見できない場合に大体許可をするいう恰好で進んで行こうかと思つます。

ますのは申上げるまでもなく伊東の区域だけに限られておりまして、日本申上げましたよう伊東市三五〇の中の区域が問題の地域として残つております。只今その区域の中に全部引つてあるものは余り現在のところではございませんので、その中の部分的な地域に出願がございまして、従いまして鉱区の面積は出願されておるものは余り現在のところではございませんので、その中で比較いたしますと大きいものとさうわけには参らないのではないかとうふに考えております。

○委員外議員(大野幸一君) どうも法制局長にもう一度午前中の点をお伺いいたしますが、鉱物探査に関するまでは、通常推定鉱量と確定鉱量としうるのがあるそうです。というのは、掘りまして現在の全鉱区の推定鉱量がどのくらい、実際露頭に現われたのはどのくらいと、二段階がある。工事半ばで中止する場合に推定鉱量まで通常生ずべき損害に入るとは考えられないのですが、その点はどう考えられですか。

○法制局長(奥野健一君) 恐らく持つておるその鉱業権といふものを財産として評価した場合に、或る一定の通常の価格が出来るのではないか。それを最高の限度とする。その評価の場合にどういうふうにして、或いは現われて、るものだけで通常評価するものか、又は予想、推定をしたものと含めて評価するものであるか、それはちょっと私にはわかりませんが、会社等の財産として一応鉱業権を評価する、財産の部分とか、そういうたよなことに評価するだらうと思うのですが、通常評価される方式によつて一応価格が出来る。それが通常評価すべきものの最高

○委員外議員(大野幸一君) 鉢山局長にお尋ねしますが、どうも厚生委員会では、まだそういう言葉を使って申訳ないが、一事務官というか、行政担当者にこういう同意権を与えて最終決定をすることについては疑惑がある、これに対して通産大臣としたほうがいいんじゃないかという多数決であったんですが、まあ實際の面は成るほど通産局長がやられるでありますようけれども、何と言つても執行者は行政の市長がやられるので、この市長の上に行政の事務官の同意ということよりは大臣の同意としたほうがいいんじゃないかという多数決だつたんですが、大臣とするとそれでも実質上は同じであり、而も考え方如何によつてはその責任を局長に負わしめるということは事が重大であるために氣の毒だとも考えられるんだが、その点を……よほど大臣にするとか、どつちかで、これは通産大臣にするといふ修正しても差支えないものか、まあ政府側の意見を聞いておきたいと思います。

りまして通産局長自体に権限が与えられておるのでござります。その重要な鉱業権の決定、変更、取消に至るまでの権限が通産局長に与えられましたゆえんのものの一つといたしまして、何といたしましても現場の実情を掴む必要があるというのも一つの理由であろうかというふうに考えますので、通産局長がやりましても、普通の場合に、伊東市でない場合におきましても鉱害問題で通産局長が判定をいたし、それが権限として与えられておりますのでこの場合にも通産局長で差支えはなかろうかといふうに考えるのでありますがけれども、ただその場合問題の重要性その他から政治的な意味も含めて大臣というふうな御意見でござりますれば、法理論的に悪いとかといふことは私よくわかりませんが、実際問題といふたしまして手続その他の関係を考え見ますと一応何といたしましても拒否権を持つ通産局長の現場の意見といふものを照会するというふうな恰好であります。そうして又政治問題的に重要な問題があるといふうに考えますと、通産大臣は絶対にいかんというふうなことはないと思思います。そういうして又政治問題的に重要な問題があるといふうに考えますと、通産大臣は通産局長に対しまして一般的な監督権を持つておるわけでござりますから、その指示といふことも場合によつては行い得る途があろうかといふうに考えます。

そのは飽くまで執行者である市長であることが明らかでありまして、条例はその禁止、制限の処分を行う手続、あるいは場合においては一般的な基準といつたようなものを定め得るかとも思いますが、条例自体によつて禁止、制限を直接規定することはこの三條の違反でありますのみならず、三條の二項に限が条例でなされたといたしますと、二項が備かなくなつて執行者が通産局長との同意を得るという余地がなくなつて参りますことから考えましても禁止、制限の処分をなすものは飽くまでも執行者に保留さるべきものであるといふことは明らかではないか。従いまして条例によつて直接禁止、制限をいたしますならばこの法律違反の条例といふことにならうかと思ひます。

尋ねでございますが、條例の定むる手続により、単なる手続でなくして、提案者のこの本案の考えておりますところは、こういう場合には制限、禁止をすることができる、但し実際執行者が禁止する場合には通産局長の同意がなければ禁止ができない、こういうふうな建前になつておりますから、手続といふ言葉では少し足りないのじやないかと、こう思つております。

○石川榮一君 私は執行者が権限があるのでありますて、その執行者が仕事をする上においてのその運用するための條例であろうと思ひますから、そういう間違いは起らないと思ひます。議会が誤まつてそういうことを起しますと、ややもすると紛擾を将来に残すということもありますので、この点につきまして必ずしも私は手続ということを入れよとは言いませんが、そういう点を特に御注意を願いまして、立案者におかれまして御注意を願いまして、過ちなきを期するよう、特に遠藤先生は伊東市に深き関係がありますのですから、その点を十分に御注意をしておいて頂きたいと思います。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 承知いたしました。

○石川榮一君 私の質問は終ります。

○前田穣君 この問題に関しまして一昨日でしたか、「二点お伺いして、私満足しないまま終つたのであります、丁度本日先刻來今の石川委員とそれから厚生委員の代表の大野委員の御質問、私の質問と全然同じことなんですね。ですから重複の部分は避けたいと思いますが、私も先づ石川委員の質問

に関連して先にお伺いしたいと思いま
すが、私もこの三條の條例というのを
法制局長の見解を求めて、多分そ
う御見解だらうと考えて手続という字
を入れるべきでないかという疑問を持
つておつたわけなんです。只今提案者
の御意見によりますと、手続ではない
と、こういうことがありますが、手続
でなくして、又実態、禁止若しくは制限
するということの規定でなくて何が残
るのでありますよろか。その点を一つ
明らかにしておきたいと思うのであり
ます。と申しますことは、私は採掘の
許可といふものは、国の権能だといふ
ことを超越して、ここで條例で認め
るのないだらうとこう考えるので、も
う一つは鉱業権者が採掘をするのは施
行業を作つて、そして通産局長の許
可を得ると、そうして仕事を始めるの
であるが、一体この禁止なり制限なり
はどの段階で割り込むのかと、こういう
ことの私は疑問を持つてゐる。だから
実際問題としてこれがどういうふうに
処理されるのだということをはつきり
さしておくことが非常に必要な
感じやないかと思うのであります。

○前田穰君 法制局長に伺いますが、今のような趣旨の條例を出すことはどうなんでしょうか。今の御趣旨は禁止区域をあらかじめ定めるといふうな御意見のように思うのですが、この地方自治法の規定は公共体の事務について條例を定めるとかいうようなことが書いてあると思うのですが、これは事務に属することなんでしょうか。今お話を、今提案者の御説明のようなことは……。

○法制局長(奥野健一君) 先ほど申しましたように、この一定の地域を定めてその地域は禁止の地域とするといったような定めかたはこれは直接禁止する条例によつて禁止することになるのでいけないと思いますが、他の禁止制限をする手続をどういうふうにしてやるか、或いは利害関係人の意見をどういうふうにして聞くかといったような手続は勿論であります、単に手続に限るかと言われますと、どういうものが残るかということになりますが、まあ少くとも非常に一般的な何らかの基準的なことを規定する、例えば法に著しき影響を及ぼす虞れのあるというような程度なんかについての或る一般的な基準についてもきめて、それに基いて禁止制限をするというようなことであれば、勿論禁止制限は執行者にあるのでありますとして、その執行処分権を行う基準をきめるといふのであればいいのではないかと思ひますが、どういうことを條例として予定しておるか、ちよつと只今私としてわかりかねる次第であります。

○前田穣君 私はこの問題は温泉資源と、それから地下の鉱物との衝突した利害とでも言いますか、それをどう調和すべきかという問題で非常に具体的には困難な問題だらうと思うのであります。従つて伊東市の当局と、それから通産局の当局とがほどうまく協力しないといふとなかへ行かない。で、この條例のきめ方如何によつてはこの通産局のほうでまあ何と言いますか、言葉はいけないかも知れませんが、妙な気持を起される場合もあり得る、又逆のことを考えて見ますと、同意を求めて行つても、通産局はこれに応じない。伊東市の側から見れば当然応ずべきであると思うにもかかわらず応じないと、こういふようなことを市のほうから言えは懸念せられるわけであろうと思います。だからこのところは両方がよほどうまく協調し得るような法文の書き方をしておかないと、うと、あとでいろいろな紛争が起りやしないとかよろに考えますので、特にこの條例といふ言葉の意味なり書き方なりについて私考えて見たのですけれども、どうもこういうことは専門でないのでどう書いていいのかわからぬ。ただ今石川委員から手続といふ字を入れたらいいじやないかと、非常に簡単明瞭なふうに思うのでお尋ねした次第なんですが、ここのこところはもう少し何とか工夫すべきでないかというふうに考へるので、この

○門田定藏君 私も最後に一つ、これまで鉱物の採掘について、伊東市と採掘業者との間に、多少温泉の関係の人たちと問題が起つたことがあるのですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) これは大正年代から年中問題が出ておりました。で一番激しい問題になりましたのは昭和七年の鉱区の設定の問題であります。そのときには伊東市はもう猛烈な反対をしましたが、到頭設定になりました。それを遅に莫大な金を出して買収したというような経過になつています。その後は禁止区域を設けてもらいたいということを知事の名を以て土地調整委員会に申請をして、土地調整委員会の処分を受けると、こういう経過になつて、現在は喧嘩をしておるわけでもありません。

○門田定藏君 そうすると、その温泉の協会としては、温泉の湧出に差支えない採掘方法とか、或いは土砂にしても伊東市の觀光の風致を損傷しない範囲であつたならばそれは問題ないのであるが、伊東市はこれには問題はないといふわけです。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 全然温泉に影響のないところはこれは問題はないわけです。

○門田定藏君 この問題について法制局長によつとお尋ねしたいと思いま

すが、若し採掘業者と伊東市との間に

この辺を採掘すれば温泉の湧出に

支障が起るという温泉のほうでは問題

がある、採掘業者のほうではこれはこ

の程度採掘したところで温泉の湧出に

は差支えないと言うし、温泉業者のほう

は差支えありといふ問題が起つた場

合、或いはこれは法廷で問題でも起つた場合に、政府から実際を調査してこのくらいなら採掘を継続しても温泉の

掘出に差支えないということを実地の

検証をすればいいとか、或いはその上

はじやないです。法制上これはどう

考えるのですか。

○法制局長(奥野健一君) 現在のこの法案の状態から行きますと、若し執行者が温泉資源の保護に著しい影響を及ぼす虞れのないものがあるものとまことに認め定して禁止制限をいたします。これがきめるといふことができたら、これがもよく、差支えあると認め定しては実地検証等に假に認定して禁止制限をいたしますが、これがもよく、差支えあると思えばこれは同意と、差支えあると思えば同意しない、こういふふうなことになります。最後の決議は政府がするといふよう建前になつているのであります。鉱業権の監督官である鉱山局長がやる、こういう建前になつておりまして、そこのところは一つそういう規定になつてゐるわけであります。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記をとめます。併しその場合にはこのままでは政府がそれに関与するといふことはないと思います。ただ最近の森林法等の例によりますと、そういう場合に土地調整委員会に不服の途を与えます。併しその場合にはこのままでは

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記を始めます。併しその場合にはこのままでは

○石川築一君 先ほどのいわゆる条例によるといふ場合が大きく私も心配されるのですが、今までの質疑応答によつて、この問題について法制局長によつてお尋ねしたいと思いま

すが、許可処分は市町村長がおやりになることがあります。併しその場合にはこのままでは

○門田定藏君 私も大体、法律の今素人であります。併しそのうちに問題がある場合に土地調整委員会が出て来ると思ひます。併しその場合はこのままでは

○門田定藏君 私も大体、法律の今素人であります。併しそのうちに問題がある場合に土地調整委員会が出て来ると思ひます。併しその場合はこのままでは

○政府委員(松田道夫君) 昨日も鉱業法の三十五條を御引用になりましてこの法律との関係を、鉱業法との関係をお尋ね頂きましたときに、事務的に考

えますと、鉱業法、更には土地調整委員会の運用によりまして十分目的は果てる、従つて特にこういふ法律がなく

可を申請いたしましてもなか／＼許可を申請いたしましてもなか／＼許可を受けなければならぬことはつきりして頂かないと、いうこと

文は条例の中に入らないといふことをつくりして頂かないと、いうことには同意と

いうことで折角結んで頂く趣旨が没却されるといふふうに考えます。

府のほうでこれは差支えないとあるとか、というだけを技術的に、これを科学的にはつきり説明させて、何からやつて、これは差支えないと、いうことにれば継続してもよく、差支えあると、いうことがはつきりすれば採掘はできぬ。これはこうしたもつとはつきりとした明文を書いたらどうですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) この修正案で通産局長が同意しなければ禁止制限をすることができる。通産局長が差支えないと、思えばこれは同意と、差支えあると思えば同意しない、こういふふうなことになります。最後の決議は政府がするといふよう建前になつているのであります。鉱業権の監督官である鉱山局長がやる、こういう建前になつておりまして、そこのところは一つそういう規定になつてゐるわけであります。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記を始めます。併しその場合にはこのままでは

○石川築一君 先ほどのいわゆる条例によるといふ場合が大きく私も心配されるのですが、今までの質疑応答によつて、この問題について法制局長によつてお尋ねしたいと思いま

すが、許可処分は市町村長がおやりになることがあります。併しその場合にはこのままでは

○門田定藏君 私も大体、法律の今素人であります。併しそのうちに問題がある場合に土地調整委員会が出て来ると思ひます。併しその場合はこのままでは

○政府委員(松田道夫君) 昨日も鉱業法の三十五條を御引用になりましてこの法律との関係を、鉱業法との関係をお尋ね頂きましたときに、事務的に考

えますと、鉱業法、更には土地調整委員会の運用によりまして十分目的は果てる、従つて特にこういふ法律がなく

○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今鉢山局長のお話であります。その点は実質的に制限、禁止する場合にはどういふ形式になるということを言わないで、形式から離れて通産局長の同意を受け、こう考えますから、その点御了承願いたいと思います。なお條例等を作る場合には、私も実際は素人であります。よくはわかりませんが、通産局長に御相談いたしまして間違いのないようにものを作りたいと、こう思つております。

○石川榮一君 大体鉢山局長の懸念されるところはわかりました。私どもも同じような感じを持つていてるわけでありますので繰返して申上げますが、各議員の質問は主としてそこに集中されております。

から考えて、委員並びに当局等もその條例というものについて心配をしております。ここで立案者と委員との間に一応意見が一致いたしました場合は、勿論法律上の解釈では

さように解釈されるであります。よろしいのであります。この鉢山の採掘なんといふものはややもすると山師的なものも出で来ります。少しるん

だ市條例を公布しますると、それに対しまして種々な利権屋がいわゆる鉢山業者、それらの隊に乘じましていろいろのたくらみをするということもあります。こうなりますと市当局は却つて迷惑するということもありますので、むしろこの際立案者は成るべくこの條例に対してもつかりしたいわゆる手続だけを規定するものであるというござんと、むしろあとで市当局が困ると

いうことが起きて来ると思ひますが、

○衆議院議員(遠藤三郎君) 別に御発言もないようありますから質疑は戻りました。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 承知いたしました。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 別に御発言を以て散会いたします。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 本日はこれを午後一時三分散会

○島津忠彦 前田耕作
深水六郎 門田定蔵
三輪貞治 東陸

○委員長(廣瀬與兵衛君) 本日はこれを午後一時三分散会

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ございませんか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ない

と認めます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) それではこれより採決に入ります。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 伊東国際観光文化都市建設法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 全会一致でござります。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(廣瀬與兵衛君) なお本会議における委員長の口頭報告の内容と事後の手続は例によりまして

○委員長(廣瀬與兵衛君) 委員長に御一任を願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ない

と認めます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 次に本法案を可とされたかたは成規

の手続により順次御署名を願います。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 多数意見者署名

田中 一 石川 榮一

昭和二十七年十一月一日印刷

昭和二十七年十一月四日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局